

# 議第31号 呉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 について

## 1 制定の趣旨

無料低額宿泊所※の利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」といいます。）の一部改正が行われ、事業の事前届出制の導入や基準を満たさない設備又は運営をしている事業者に対し改善命令を行えることなど、無料低額宿泊所に対する規制が強化されました。

これと併せて、都道府県（指定都市及び中核市を含みます。）は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたため、条例を制定するものです。

### ※ 無料低額宿泊所

法が第2種社会福祉事業として定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行うための施設をいいます。

## 2 条例の内容

法第68条の5第2項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「国の基準」といいます。）を標準とし、又は参酌して、無料低額宿泊所の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の無料低額宿泊所の運営についての基準を定めます。

## 3 条例に定める主な基準

### (1) 無料低額宿泊所の範囲に関する事項（第2条）

無料低額宿泊所は、次のア及びイに掲げる事項を満たすものとします（他の法令により必要な規制が行われているなど主たる事業目的が無料低額宿泊所ではないことが明らかな場合を除きます。）。

ア 次のいずれかの事項を満たすものであること

(ア) 入居の対象を生計困難者に限定している場合（生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合も含みます。）

(イ) 主な入居者が生計困難者である場合（生活保護受給者がおおむね5割以上）であって、居室の利用に係る契約が賃貸借契約以外の契約であるとき又は居室使用料・共益費以外の利用料を受領してサービスを提供しているとき

イ 居室使用料が無料又は住宅扶助基準額以下である場合

### (2) 配置する職員及びその員数に関する事項（第6条、第13条）

無料低額宿泊所の長（以下「施設長」といいます。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の

課程を修了した者や社会福祉士など）若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないこととし、当該無料低額宿泊所の職員もできる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとします。

また、施設に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた数とし、うち一人は施設長としなければならないこととします。

### (3) 規模に関する事項（第10条）

無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならないこととします。

### (4) 設備に関する事項（第12条）

ア 1の居室の床面積（収納設備を除きます。）は、7.43平方メートル以上とし、その定員は、原則一人とします。また、居室は地階に設けてはならないこととします。

イ 施設には、原則、炊事設備、洗面所、便所及び浴室並びに洗濯室又は洗濯場を設けるとともに、必要に応じ、共用室、相談室、食堂など施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならないこととします。

### (5) 運営に関する事項

#### ア 運営規程（第7条、第27条）

施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、入居者の見やすい場所にその概要を掲示するとともに、公表しなければならないこととします。

#### イ 利用手続、入退居等（第14条、第15条）

居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結することとし、当該契約又は契約の更新において、契約期間及び解約に関する事項を定めなければならないこととします。また、解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならないことなどを定めます。

#### ウ 利用料の受領（第16条）

入居者から受領することができる利用料の区分及びその基準を定めます。

#### エ 日常生活に係る金銭管理（第26条）

入居者の金銭の管理は入居者本人が行うことを原則とします。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものについては、日常生活を営むために必要な金額に限ることや、入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結することなど、一定の要件の下に、無料低額宿泊所が日常生活に係る金銭を管理することを妨げないものとします。

### (6) サテライト型住居に関する事項（第11条）

サテライト型住居（無料低額宿泊所の本体施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限ります。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下、かつ、入居定員が4人以下のもの）を設置できることとし、その設置に当たっての要件（距離、設置数、定員）等を定めます。

## 4 市の考え方

国の基準のうち、次に掲げる事項については標準とすべき基準、それ以外は参酌すべき基準です。

国の基準では、居室の床面積の基準を7.43平方メートル以上とし、ただし書で、地域の事情によっては4.95平方メートル以上とすることと規定していますが、本市においては、7.43平方メートル（約4.5畳）未満とする地域の事情は存在しないため、ただし書の例外規定を盛り込まないこととし、これ以外の基準については、国の基準の例によることとします。

### 【標準とすべき基準】

- ・職員等の資格要件（第6条）
- ・規模（第10条）
- ・サテライト型住居の設置及びサテライト型住居を設置する場合の無料低額宿泊所の定員（第11条第1項、第4項）
- ・居室の設置及び床面積（第12条第4項第1号、第6項第1号ウ）
- ・職員配置の基準（第13条）
- ・入居申込者に対する説明、契約等（第14条第1項から第6項まで）
- ・秘密保持等（第28条）
- ・事故発生時の対応（第31条）

### ※標準とすべき基準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

### ※参酌すべき基準

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

## 5 施行期日

令和2年4月1日（サテライト型住居に関する規定は、令和4年4月1日）